

振動規制法に基づく規制地域の指定

苫小牧市告示第 116 号

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として、次の図のとおり指定し、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（「次の図」は、省略し、苫小牧市環境衛生部環境保全課に備え置いて縦覧に供する。）

平成 25 年 3 月 27 日

苫小牧市長 岩 倉 博 文